

香取広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例

令和5年3月22日

条例第5号

香取広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例（昭和60年香取広域市町村圏事務組合条例第2号）の全部を改正する。

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定による職員の定年等については、香取市職員の定年等に関する条例（平成18年香取市条例第27号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。